

<p>2019 年 9 月 1 日 NO.285</p>	<h1>京浜ユニオン ニュース</h1>	<p>労働組合・京浜ユニオン</p> <p>〒144-0033 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン</p>
--------------------------------------	--------------------------	--

移動支援中の事故

会社の安全配慮義務違反を問う！

2017年8月30日、「本人と眼を合わせないように」との注意が必要な発達障害のある子の移動支援をしていたOさんが、途中でその子に顔面を殴打され、手の甲を引っ掻かれてケガをさせられました。

2人でやる予定の移動支援を、ベテランのSさんが急な風邪で休んだために、初対面のOさんに1人でおこなわせたことが原因です。

会社はOさんが、注意を怠り、H男くんに話かけていないのに、「話しかけた」からOさんが悪いとの態度でした。その為、ケガをして、視力も落ちたOさんに謝ることもせず、1円の見舞金も払いませんでした。私達は会社の安全配慮義務違反を問います。

その後、ユニオンでの団交、労政事務所の立ち会い団交と話し合いを続けましたが会社が示す賠償額があまりに少なく、話し合いは決裂しました。その後弁護士と相談し、後遺症の労災認定の手続きを進めましたが、認定基準に届きませんでした。

それでも、後遺症は残り、視力の低下と涙目、眼球の奥の痛みが残りしました。

最終的に民事裁判を考え、弁護士に協力を要請し民事調停が始まりました。

9月10日 午前10時より、第2回の調停が始まります。

9月のスケジュール

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| 5日(木) 例会 | 午後 6:30 | 西蒲田事務所 |
| 15日(日) 野外バーベキュー | 午前 11:00 | 東海ふ頭公園 |
| 19日(木) 運営委員会 | 午後 6:30 | 西蒲田事務所 |
| 28日(土) 機関紙 | 午後 2:00 | 西蒲田事務所 |
| 29日(日) 機関紙 | 午後 1:00 | 西蒲田事務所 |
| 30日(月) 駅ビラ配布 | 午後 5:30 | JR 蒲田南口 |

10月のスケジュール

- | | | |
|--------------|---------|--------|
| 3日(木) 例会 | 午後 6:30 | 西蒲田事務所 |
| 17日(木) 運営委員会 | 午後 6:30 | 西蒲田事務所 |

労働契約法17条 知っていますか？

労働契約法の第17条には、「やむおえない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない(17条1項)」と書かれています。

ずいぶん前の労働相談では、解雇されたら、解雇予告手当1ヶ月分を請求したり、パートさんの場合、何度も契約を更新していたら、常用と同じ扱いだ！と主張して、解雇無効を訴えていました。

この労働契約法17条は契約期間中の解雇を禁止しており、この法律に反して、解雇を強行する場合は契約期間の残存期間の賃金の支払いが必要になります。例えば、1年契約で契約後3ヶ月で解雇された場合、残り9ヶ月分の賃金の支払いが必要になります。

2002年の福岡高裁(安川電気八幡工場)、2003年東京地裁(モーブッサン・ジャパン)、2005年大阪地裁(ネスレコンフェクショナリー)、2006年東京地裁(日立製作所)と解雇無効の判決が毎年のように各地裁でだされており、弁護士なら知らぬ人はいません。(知らぬはワンマン経営者とワンマン管理職だけ。)

ユニオンでも、2016年幼児教室で働く先生が、契約途中で、退職勧奨と解雇予告を受けました。会社側弁護士と交渉し、ほぼ契約残期間の賃金補償を勝ち取り解決しました。

次に「やむをえない理由がある場合」は解雇できますが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」以外の場合よりも狭いと解されています。

泥棒・横領・セクハラ・暴力等の一般的刑事犯罪や始末書を3枚も4枚も書いても改善されないほどの作業内容。倒産必至の経営状態でなければ解雇は認められていません。

パート・有期契約社員を守る法律です。

秋のバーベキュー大会案内

大田市場近くの東海埠頭でバーベキュー大会を行います。
活動の合間に少しリラックスして歓談と交流をしたいと思います。
美味しいお肉とビールが皆さんを待っています。
ハゼ釣り希望者集まれ！ 竿道具を用意します。これは自由参加です。

とき：9月15日（日）午前11時～午後3時

ところ：東海ふ頭公園バーベキューエリア

会費：1500円

行き方：

・JR線大森駅(東口)から森24系統(京浜島循環)森32系統(城南島循環) 京浜大橋下車 徒歩2分

(森24系統の時刻表(日曜) 10:03, 10:23, 10:43)

・京浜急行線 大森海岸駅・平和島駅から森24系統(京浜島循環)森32系統(城南島循環) 京浜大橋下車 徒歩2分





かわら版

Union

No.

2019年9月1日

9月の行動日程

2日(月) JAL 闘争に連帯する夕べ

大井町きゅりあん 時間 18時30分より

10日(火) 小野事件簡易裁判(第2回)

錦糸町 簡易裁判所 時間 10時より

15日(日) 京浜ユニオンバーベキュウ大会

東海埠頭 高速道路下(地図参照)

時間 11時～15時

16日(月) さようなら原発 代々木集会

代々木公園 時間 1時～3時 3時よりデモあり

17日(火) 朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を！

日朝国交正常化交渉の再開を

会場: 文京区民センター3A

時間: 18時30分開会 資料代 800円

19日(木) 国会前統一行動日

国会前 18時30分より

28～29日(土、日) 福島原発事故被害者との交流、視察ツアー

28日東京駅8時集合出発～29日18時～19時到着

詳しくは開田、石河、伊藤までご連絡ください。

地域の「徴用工問題」講演会に参加

大田の「週刊金曜日読者会」主催で「徴用工問題を知る」の講演会が8月23日に消費者生活センター第4集会室で開かれ、満席の参加があった。

ユニオンからも呼びかけに応え3名が参加した。

講師は、日韓共同行動事務局長の矢野秀喜さん。

「三菱では12900人が動員され、給料は2円～3円もらい、後は貯金させられ、もらっていない」「女子勤労挺身隊に動員された女子は13歳から15歳。国民学校の先生から勧められた。女学校へ行けるよ。と騙されてつれてこられた。給料はもらっていない。」と生々しい当事者の証言が報告された。

講師が用意したレジメの内容を少し紹介します。

徴用工って何？

日本国内で80万人の朝鮮人を募集・官斡旋・徴用などのさまざまな形で強制動員し、炭鉱や軍事工場などで働かせた。政府は労務動員計画を立て、企業は官憲の力を利用して、計画的に動員しました。徴用工とは強制動員された人々のことです。

韓国の徴用工判決って何ですか？

2018年の韓国の大法院(最高裁)の判決は、強制動員を日本の不法な植民地支配や侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的不法行為とみなし、強制動員被害に対する慰謝料請求権を認めました。

日韓請求権協定は、両国の民事的な債権債務関係を解決するものであり、反人道的不法行為に対する請求権は協定の適用対象に含まれないと判断しました。

日韓請求権協定で韓国に渡した5億ドルは賠償ではないの？

賠償してはいません。日本政府は日韓会談で、植民地支配を「合法」と主張し、韓国に賠償を払うことは拒否していました。日韓請求権協定による「経済協力」で、日本が韓国に渡した5億ドル(無償3億ドル有償億ドル)は現金ではありません。日本国の生産物と日本人の役務によるものとされ、使い方は大韓民国の経済の発展に役だつものでなければならないと決められていました。「経済協力」により、韓国側の対日請求を放棄させたのです。植民地支配の不法を認め、強制動員被害者の尊厳回復をすすめるべきです。



2018年10月30日の徴用工裁判最高裁勝訴判決後の記者会見で発言する原告の元徴用工・李春植(イ・チュンシク)さん(出所:聯合ニュース)

韓国徴用工問題と日韓の応酬

政府は7月1日、半導体の製造に必要な3品目について、韓国に対する輸出規制を強化した。8月2日韓国を「優遇対象国」(ホワイト国)からはずす決定。対して韓国は8月8日石炭灰の輸入検査強化を発表。8月12日、輸出管理で優遇措置を取るグループから、日本を除外すると発表。8月23日、日韓軍事情報包括保護協定を破棄した。

2018年に日本を訪れた韓国人は753万人。7月は前年より4万6253人減った。対馬では5割～9割減、8月の予約ゼロ。観光に打撃が出ている。互いの経済にマイナスに作用する制裁措置を相互に発動していくことが、日韓両国にとって、いいことではない。

徴用工の問題は、第2次世界大戦中、日本の統治下にあった朝鮮や中国での日本企業の募集や徴用により労働した元労働者とその遺族による訴訟問題です。元労働者は奴隷のように扱われたとして、現地の複数日本企業を相手に訴訟を起こしている。日本企業は、三菱重工業をはじめ、70社におよぶ。

2018年10月30日、韓国の最高裁にあたる大法院は新日本製鉄(現日本製鉄)に対し韓国人4人へ1人あたり約1000万円の損害賠償を命じた。安倍首相は「1965年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決している。日本政府としては敢然と対応する」と反発した。

1993年の衆議院予算委員会で、丹波寶外務省局長は「個人の請求権を消滅させるものではない」と答弁している。1965年の外務省内部文書にも「外交保護権を行使しないと約束したもので、個人が相手国に請求権を持たないということではない」と書かれていた。

2007年の西松建設事件の最高裁の判決は、司法上の救済は否定する一方で、被害救済にむけた関係者の自発的努力を促し、実際に西松建設は被害者に対する謝罪と賠償をおこなっている。2016年には中国人と三菱マテリアルとの間でも総額64億円で和解している。

これも一つの解決方法である。政府は一步さがり介入せずに、各企業に解決をゆだねるべきである。

渡辺高志

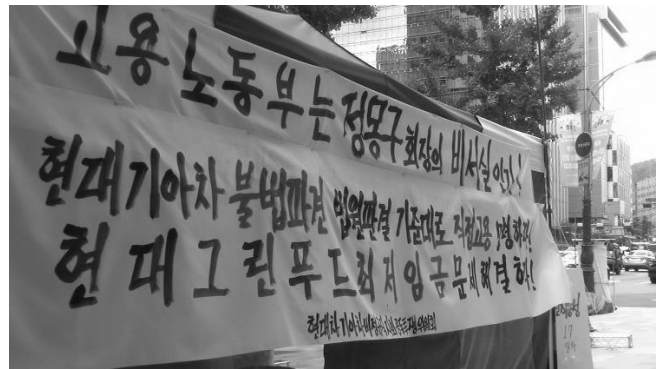
訪韓報告

8月13日から16日までソウルに行きました。

14日、サムスン財閥の企業から労組結成のための活動を理由に解雇され、約20年間にわたり解雇撤回闘争を行っている労働者に会って話を聞きました。青瓦台に移動し、毎週水曜日に原発反対の一人デモをしている仲間に出会いました。日本大使館前に移動し、第1400回水曜集会に参加しました。労働庁前で現代自動車・起亜自動車非正規職分会共同闘争委員会の労働者に会いました。



サムスン解雇撤回闘争座り込み現場



現代自動車・起亜自動車非正規職共闘委のテント



第1400回日本大使館前水曜集会



労働者大会(光化門)

15日、光化門に移動し、「NO 安倍」のプラカードを持っている市民の話を聞きました。午後、民主労総主催の労働者集会に参加し、委員長の演説を聞きました。

16日、日本大使館前で福島原発汚染水放流と東京オリンピックに反対する日韓共同記者会見が開かれていました。

この間、韓国の仲間たちと韓国受精と日韓関係などについて突っ込んだ論議を行いました。

22日、韓国政府は日韓軍事情報包括保護協定の終了(日本では「破棄」と報道されています)を発表しました。当然でしょう。

日韓労働者民衆連帯の力で安倍政権を倒しましょう。(迫田)

労働と貧困 2019 年 7 月(出所は朝日新聞と東京新聞)

2 日 厚労省が公表した国民生活基礎調査によると所得が公的年金や恩給だけの高齢者世帯が 5 割超。生活が「苦しい」とする世帯が 0.9 ポイント増え 55.1%を占めた。

3 日 厚労省の 2018 年国民生活基礎調査によると 18 歳未満の子どもがいる世帯で母親が仕事をしているのは 796 万 5000 世帯で 72.2%で過去最高を更新した。

5 日 連合は今春闘の賃上げ率の最終集計結果を発表した。基本給を底上げするベースアップと定期昇給分をあわせた平均賃上げ率は前年同期と同じ 2.07%と伸び悩んだ。

8 日 政府が 70 歳までの就業機会の確保を掲げる中、働く 30~50 代の 41.4%は年齢上限が 65 歳の現行制度を変える必要はないと考えていることが民間調査でわかった。

9 日 副業や兼業をする働き手の労働時間をどう管理するかを議論してきた厚労省の有識者検討会が報告書案を公表した。働き過ぎを防ぐため、あらかじめ 1 か月分の労働時間の計画を複数の勤め先が共有し、管理するといった選択肢が示された。今秋以降に開く労働政策審議会ですらに議論し、道筋をつける予定だ。

18 日 時間外労働(残業)に初めて罰則付き上限を設けた働き方改革関連法成立を受け厚労省が経営側と働き手が残業時間の範囲を定める協定書の新たな「ひな型」を事業者ら向けに作成・公表。そこに例示された上限時間が国の過労死認定基準(過労死ライン)に近く、過労死遺族らは近日中に見直しを求める申入書を厚労省に提出する。

27 日 損害保険大手の東京海上日動火災保険は、裁量労働制で働く社員を来年 1 月から大幅に減らす方針を固めた。正社員の 1 割強にあたる約 1500 人への適用をやめ、働いた時間に応じて賃金を払うようにする。法律で適用が認められた業務かの見極めが難しく、将来的に違法とみなされるおそれがあると判断した。

26 日 東京都足立区の運送会社ライフサポート・エガワでトラック運転手をし昨年死亡した武田正臣さん(当時 52)の労災認定にあたり、川口労働基準監督署が本業と副業先の労働時間を合算して過労死認定したことがわかった。厚労省は労災として過労死を認める際のガイドラインで副業先の労働時間は合算しないとしており、労基署の判断は異例。

30 日 総務省 6 月の労働力調査によると女性の就業者数が前年同月より 53 万人増えて 3003 万人となり初めて 3 千万人を超えた。男性は同 7 万人増の 3744 万人。

30 日 総務省によると 6 月の完全失業率は前月より 0.1 ポイント改善して 2.3%。厚労省によると 6 月の有効求人倍率は前月より 0.01 ポイント低い 1.61 倍。